

学生便覧 2025年度

経営情報学研究科

起業マネジメント専攻〔博士〕
起業マネジメント専攻〔修士〕

G2025-2-1

経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 〔博士（後期）課程〕

I. 教育研究上の目的

経営情報学研究科は、経営学と情報学を有機的に一体化させる教育研究を行い、起業家精神（アントレプレナーシップ）、事業展開力及びマネジメント力を備えた人材を養成する。

起業マネジメント専攻（博士後期課程）は、グローバルとローカルの複眼的視点に立ったより専門的で深い教育研究を行い、高度な専門職業人と、国内外の研究機関で教育・研究活動が展開できる人材を養成する。

II. ディプロマ・ポリシー（学位授与方針）

経営情報学研究科 起業マネジメント専攻では、所定の単位を取得して学位論文審査に合格し、かつ以下に該当すると判断した場合に、博士（経営学）の学位を授与する。

1. 専攻分野において研究者として自立し、研究活動に必要な高度の研究能力と併せて、社会の多様な方面で、活躍できる高度の能力と豊かな学識を修得し、活用することができる。
2. 国内外の教育研究機関で教育・研究活動が展開できる力を修得し、高度専門職業人として、研究成果をグローバル社会の発展に活かすことができる。

III. カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施方針）

経営情報学研究科 起業マネジメント専攻（博士後期課程）では、教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、高度の専門職業人及び専門研究者を養成するため、以下に掲げる方針によりカリキュラム（教育課程）を編成する。

1. 複数の教員による一貫した指導体制の下で、研究活動を活発に遂行し、集大成として博士論文を作成するため、グローバル・マネジメント、ローカル・マネジメント、マーケティング、会計・ファイナンス、経営情報のいずれかの分野に係る研究基盤となる「起業マネジメント研究」を設置する。
2. 研究水準として求められる専門基礎知識を習得するため、特別講義の科目となる「起業マネジメント特講」を設置する。
3. アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、ディプロマ・ポリシーに示す能力の修得状況及び大学院生としての成長に伴う達成度を測定、評価する。

以上の教育課程の編成に基づき、各授業内容に応じて、高度な専門知識の習得を目的とする「講義」、知識や理論の実践や論文の作成・発表手法の習得を目的とする「演習」、事象の検証や実践的な応用、技術や技法の習得を目的とする「実習」や「実技」を取り入れた授業形態を採用します。また、社会のニーズを踏まえた教育を展開することができるように実務家教員を配置します。さらに、合理的な授業人数の調整やICTを活用した教育方法を導入し、より効果的な教育を実施します。

IV. 博士（後期）課程 学位取得までのプログラム

学 年	プログラム	備考
1年次 (入学時)	入学時 研究計画書の提出 講義科目の履修 研究指導科目の履修 (3年間継続) <研究報告書提出>	複数指導体制の確立
2年次	講義科目の履修 研究指導科目の履修 (3年間継続) *資格審査 (Qualifying Examination) に向けての準備 ●研究に関連する三分野を決定する。 ●Reading List の作成 ●論文作成計画書の作成 博士論文作成資格試験 (Qualifying Examination) 筆答試験/口答試験 (原則として2年次に実施) *博士論文作成計画審査 (Prospectus 審査) に向けての準備 ●論文作成計画書の作成 論文テーマ選定理由, 方法論, 構成と要旨, 参考文献及び資料の目録を含んだ内容とする。 <研究報告書提出>	「博士論文作成資格試験」の申請は年2回5月末日, 10月末日, 副査教員の決定
3年次	研究指導科目の履修 (3年間継続) 博士論文作成計画審査 (Prospectus 審査) 口述試験 (原則として, Qualifying Examination に合格後, 1年以内に実施) 「博士学位請求論文執筆」 博士論文予備提出 博士論文提出 最終口述試験 公開発表 学位 (博士) 取得 (3月又は8月)	「学位請求論文 (課程博士)」の提出は年2回

V. 博士論文提出資格審査

博士論文は, 必要な研究指導を受け, 博士論文提出資格審査に合格した者が提出することができる。この資格審査は, 資格試験 (Qualifying Examination) と論文作成計画審査 (Prospectus 審査) の二段階の審査からなる。これら審査に係わる諸手続きは以下のとおりである。

1. 資格試験 (Qualifying Examination)

資格試験 (Qualifying Examination) は, 博士論文の作成を目的とした研究に着手するうえで, 当該研究に関連したいくつかの専門領域において, 幅広い基礎知識及び問題意識, さらに課題設定や分析に係る能力を有しているかを, 総合的に判定する。

・実施時期

- 1) 資格試験は, 原則として1年後半期から申請することができる。

資格試験受験希望者は, 指定の期日までに必要書類を整えて研究科長に願出する。申請する期日は, 春学期は5月末日, 秋学期は10月末日を目安とする。

・受験資格

- 1) 博士後期課程に在籍のうえ「研究指導」を履修し, 研究科委員会が受験資格を認めた者。ただし, 当該課程に入学してから3年以内であること。
- 2) 研究指導教員が当該試験の準備が整っていると判断した者, 及び論文作成についても研究の目途が立ち完成させる可能性があるとして指導教員が判断した者で, 研究科委員会が受験資格を認めた者。

- ・提出書類
 - 1) 成績証明書
 - 2) 資格試験 (Qualifying Examination) 申請願
 - 3) 指導教員の推薦書
 - 4) 申請者が作成し、指導教員によって認定された専門及び周辺分野／領域 (通常3～4分野／領域) のリーディングリスト。
 - 5) 博士論文作成計画書 (テーマ, 研究の進捗状況などをA4版1枚にまとめたもの)
 - 6) 人・動物に対する研究倫理審査が必要な場合は, 承認あるいは申請を示す書類
- ・資格試験の構成
 - 1) 筆答試験: 各自の専門及び周辺分野／領域
ただし, 指導教員が推薦し研究科委員会が認めた場合に, 筆答試験を免除することができる。
 - 2) 口答試験: 基礎及び専門知識, 研究の方法論, 資料収集・整理, 分析方法などについて行う。
 - 3) 外国語 (母国語以外の外国語) の読解力, 文章作成能力についての筆答試験
 - 4) 試験時間は次のとおりとする。
専門試験3時間, 口述試験1時間, 外国語1時間
- ・審査委員会
 - 1) 研究科長は, 申請者の受験資格を研究科で審査し, 資格を認めた者に対しては審査委員会を設置する。
 - 2) 審査委員会の設置に際しては, 他分野の教員を少なくとも1名加えることが望ましい。また, 審査委員会において, 専門筆答試験出題委員長, 口述試験出題委員長を決定する。
 - 3) 審査委員会の設置後, 研究科長は, 審査委員会のメンバーを申請者に通知する。
 - 4) 審査委員会は, リーディングリストと論文作成計画書を精査し, 申請者の指導を行う。また, 審査委員会は, 各領域の試験問題, 実施方法などについて検討し, 認識と理解を共有する。
- ・合否判定

資格試験の合否は, 審査委員会が審査結果を研究科長に報告し, 研究科委員会にて決定する。

2. 論文作成計画審査 (Prospectus 審査)

論文作成計画審査 (Prospectus 審査) は、申請者が博士論文を作成するにあたり、その研究目的が明らかであり、またその研究内容においてその意義が認められ、なおかつ遂行可能なものであるか否かを、提出書類及び口述により総合的に判定することを目的とする。

・受験資格

- 1) 資格試験 (Qualifying Examination) に合格後、原則として1年以内の者で、研究科委員会が受験資格を認めた者。
- 2) 指導教員が推薦し、研究科委員会が受験資格を認めた者。

・提出書類

- 1) 指導教員の推薦書
- 2) 論文作成計画審査 (Prospectus 審査) 申請願
- 3) 論文作成計画書
- 4) 人・動物に対する研究倫理審査が必要な場合は、承認あるいは申請を示す書類

提出枚数は、日本文の場合は16,000字から20,000字程度 (参考文献及び資料の目録を含まない)、英文の場合はA4版ダブルスペース30枚程度 (参考文献及び資料の目録は含まれない) とする。

また、目次及び次の項目を必ず含めること。

- ① 論文テーマの選定理由
- ② 研究の目的と方法
- ③ 構成と要旨
- ④ 参考文献及び資料の目録

・論文作成計画審査における口述試験は、1時間を目安とする。

・審査委員会

研究科長は、申請者の資格を研究科で審査し、資格を認めた者に対して審査委員会を設置する。審査委員会の設置後、研究科長は、審査委員会の構成を申請者に通知する。

・合否判定

論文作成計画審査の合否は、審査委員会が審査結果を研究科長に報告し、研究科委員会にて決定する。

VI. 博士論文審査

博士論文提出資格を得た者は、予備審査の合格を経て博士論文を提出し、審査に合格することで博士の学位を取得することができる。

- 1) 博士学位請求論文は、年2回受け付ける。課程博士、論文博士ともに、詳細は別途提出要領に定める。
- 2) 研究科長は、博士学位請求論文の提出を受けて、博士論文審査委員会を設置する。
- 3) 博士論文審査委員会は、必要に応じて学外からの審査委員を含めて構成する。
- 4) 博士論文審査の合否は、審査委員会が審査結果を研究科長に報告し、研究科委員会にて学位授与の可否を審議する。研究科委員会は、議決の内容を大学院委員会に報告し、同委員会において学位授与の可否を決定する。合格した者に「博士 (経営学)」の学位を授与する。

VII. 博士論文審査基準

経営情報学研究科起業マネジメント専攻（博士後期課程）における博士論文審査は、以下の基準に基づき審査する。

1. 論文としての完成度

(1) 独創性と発展性

- ・当該研究分野・領域の先行研究を渉猟し、それらを十分理解・整理した上で、自己の研究を当該分野の研究動向の中に位置づけているか。
- ・問題意識が明確に示されており、研究の意義や必要性が述べられているか。
- ・考察・見解において先行研究を超える論者の独創性が認められるか。
- ・論文の内容に、今後の研究への寄与・貢献が予見され、当該分野の進展を加速させるものと評価できるか。

(2) 実証性

- ・論証に用いたデータや情報は質量に過不足なく、また論旨に合致しているか。その収集方法は適切であるか。
- ・研究目的に見合った方法論や理論を適切に用いて分析、考察を行っているか。

(3) 論理性

- ・仮説設定と論証の関連性が適切であるか。
- ・その論証の過程において、その論旨が明確で一貫しているか。
- ・結論が明示されているか。

(4) 形式

- ・所定の体裁および、当該分野・領域の標準的な様式に倣って整備されているか。
- ・表記、表現が適切であるか。
- ・引用、注記、図表、参考文献などの使い方、示し方が適切であるか。

(5) 口述試験・公開発表

- ・論文の内容や意義を簡潔にまとめ、的確かつ効果的に説明できたか。
- ・質疑に対する応答が適切に行われたか。

2. 研究倫理

「城西国際大学研究倫理に関する規定」を満たしているか。

3. 研究者としての能力と可能性

本論文制作者は当該分野に於いて、自立した研究者として、今後の活動に十分な期待が持てるか。

なお、これらの審査基準、審査点は、研究分野及び研究対象に応じた諸条件を勘案して、柔軟に適用するものとする。

経営情報学研究科 起業マネジメント専攻 (修士課程)

I. 教育研究上の目的

経営情報学研究科は、経営学と情報学を有機的に一体化させる教育研究を行い、起業家精神(アントレプレナーシップ)、事業展開力及びマネジメント力を備えた人材を養成する。

起業マネジメント専攻(修士課程)は、グローバルとローカルの複眼的視点に立った教育研究を行い、戦略と情報を高度に体系化した経営展開力を有した人材を養成する。中小企業診断士登録養成課程は、中小企業診断士第1次試験合格者を対象とし、中小企業経営に関する理論的・実践的・総合的な教育研究を行い、中小企業診断士としての診断スキルと経営指導力を涵養するとともに、ITとロジスティクスに強い診断士を養成する。

II. ディプロマ・ポリシー (学位授与方針)

経営情報学研究科起業マネジメント専攻では、教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、所定の単位を取得して学位論文審査(又は、特定の課題における研究成果の審査)に合格し、かつ以下に該当すると判断した場合に、修士(経営学)の学位を授与する。

1. 経済、経営、企業、起業、マネジメント、情報などに関する体系的知識と研究方法を習得し、活用することができる。
2. 国際的かつ学際的な視野をもって課題を抽出し、実社会との関わりを踏まえて、深く掘り下げ研究することができる。
3. グローバルとローカルの複眼的視点から、戦略と情報を高度に体系化した経営展開力を修得し、高度専門職業人として広く活動することができる。

III. カリキュラム・ポリシー (教育課程編成・実施方針)

経営情報学研究科起業マネジメント専攻(修士課程)では、教育研究上の目的及びディプロマ・ポリシーに基づき、高度の専門性を修得した職業人の育成とともに、研究者としての基礎能力を養成するため、以下に掲げる方針によりカリキュラム(教育課程)を編成する。

1. 起業マネジメントの基礎を習得するため、必修科目として「起業マネジメント基礎論」を設置する。
2. 専門分野における基礎的理論知識及びケース研究を通して実務的基礎力を修得するため、演習分野に対応させて「起業マネジメント共通科目」、「起業マネジメント専門科目」を設置する。
3. グローバル・マネジメント、ローカル・マネジメント、マーケティング、流通、経営情報、会計、情報、スポーツマネジメントのいずれかの分野に係る修士論文を作成するため、「演習科目」を設置する。
4. 理論を踏まえた問題意識と課題解決能力の涵養をはかるため、経営及び起業マネジメントの課題理解を深める「起業マネジメント特講科目」を設置する。
5. アセスメント・ポリシーに基づく学修アセスメント・プランを提示し、ディプロマ・ポリシーに示す能力の修得状況及び大学院生としての成長に伴う達成度を測定、評価する。
6. 中小企業診断士登録養成課程として、経済産業省の認可科目を設置する。

以上の教育課程の編成に基づき、各授業内容に応じて、高度な専門知識の習得を目的とする「講義」、知識や理論の実践や論文の作成・発表手法の習得を目的とする「演習」、事象の検証や実践的な応用、技術や技法の習得を目的とする「実習」や「実技」を取り入れた授業形態を採用します。また、社会のニーズを踏まえた教育を展開することができるように実務家教員を配置します。さらに、合理的な授業人数の調整やICTを活用した教育方法を導入し、より効果的な教育を実施します。

IV. 修士論文指導（1年次より以下の通り実施）。

入学時に提出する研究計画書を基に指導教員を決定し、指導教員は学生本人と協議のもとに副指導教員2名以上を選定して体制を組んで指導を行う。指導教員ならびに副指導教員同席のもとに発表会を実施し、入学時から修了するまで同じ教員による複数指導体制を確立していく。

各時期の発表における指導・留意点等は下表に定める。

学年	期間	発表会計画	留意点等
1年次	入学時	『研究計画書』提出	研究計画書を基に、指導教員および副指導2名以上を決定
	前半	修士論文研究計画発表	研究テーマの独創性、問題設定の妥当性
	後半	研究中間発表	研究方法の選択、研究方法実行の適格性
2年次	前半	論文作成計画発表	研究の内容、章立て、論述の流れは適切か 調査の計画は適切か
	後半	修士論文概要発表	参考文献、調査資料の妥当性、信頼性、量的に十分であるか 論文作成能力の到達度

V. 修士論文概要発表において、指導教員および副指導より論文提出の許可を得た者が、最終的に修士論文の審査を願い出ることができる。

提出に関する詳細は、以下のとおりである。

○学位論文提出期間

年度によって提出期間及び締め切り日等は異なるが、概ね12月もしくは、6月を提出期間として設定する。

*必ず、掲示や経営情報学部事務室にて確認のこと。

○大学に提出するもの

- ①学位論文提出票1部
- ②学位論文審査願（所定用紙）1部
- ③修士論文 4部
- ④修士論文要旨 4部
- ⑤誓約書1部

○修士論文並びに修士論文要旨の作成様式

- ①記載言語は、和文、英文を問わないが、横書きで記載し、左綴じとする。
- ②用紙は、白色上質紙でA4版（横 210×縦 297mm）とし、以下の字組で記載すること。
和文の場合1ページあたり、1行を40字とし36行とする。
英文の場合1ページあたり、1行を半角の70字とし36行とする。
- ③各表紙・ページの余白については、後掲の修士課程用様式に従って作成すること。
- ④ページ番号の記載方法については、用紙下段（余白）の中央に記入すること。
- ⑤パソコンの文書作成ソフトを用いて執筆すること。

⑥注の表記や出典の表記等の学術表記は、指導教員の指示に従うこと。

⑦修士論文要旨の分量

和文.....4,000字以内

英文.....A4版1ページ36行3枚以内

⑧修士論文の分量

和文.....28,000字相当以上

英文.....A4版1ページ36行40枚以上

VI. 修士論文の審査は、次の要項で実施する。

1. 主査及び副査2名以上で行う。
2. 審査は主に次に挙げる事項を基準に審査を進める。
 - (1) 論文は、学位申請者が主体的に取り組んだ研究成果であること。
 - (2) 論文の内容は、新規性又は独創性等を有していること。
 - (3) 論文の構成と内容、分量が次の観点から適切であると判断されること。
 - ① 論文のテーマ設定、問題の立て方等が意義深いものであるか。
 - ② 研究の背景について述べられ、研究目的が明確であるか。
 - ③ 研究方法について述べられ、目的に沿った方法であるか。
 - ④ データや資料は、適切な方法で収集され、適切に提示されているか。
 - ⑤ 提示されたデータや資料に基づき、適切な考察がなされているか。
 - ⑥ 研究目的を踏まえて、適切な結論が導き出されているか。
 - ⑦ 文献の引用、資料の提示は適切になされているか。
 - (4) 「城西国際大学における公正な研究活動の推進に関する規程」を順守していること。

VII. 修士論文の提出後に行う口述試験は、次の要領で実施する。

1. 主査及び副査2名以上で行う。時間は、発表5分、質疑応答15分を原則とする。
2. 口述試験は主に次に挙げる事項を基準に進める。
 - (1) 論文内容の説明が適切であること。
 - ① 論文全体について適切、かつ、論理的に説明することができたか。
 - ② (必要に応じて) 研究倫理について正しく理解し、明確に説明することができたか。
 - ③ 論文の新規性又は独自性等を正しく認識し、説明することができたか。
 - (2) 質疑応答における論文内容の説明が適切であること。
 - ① 質疑に対し、論文内容を適切な手法で説明することができたか。
 - ② 質疑に対し、適切に応答することができたか。

※口述試験において上記事項に一部不備が認められる場合には、論文の修正を求めることがあり、その場合は論文に修正を加え再提出すること。

VIII. 主査及び副査は、論文審査における「合」「否」、口述試験における「合」「否」を判定する。研究科委員会において、その結果からディプロマ・ポリシーに基づき、意見を取りまとめ、それをもとに学長が学位授与の可否を決定する。

IX. 主査と副査は、審査結果及び試験結果について研究科長宛に文書をもって報告する。

X. 中小企業診断士登録養成課程については、別途「中小企業診断士国家資格」に記載する。